

議案第69号

北上市立学校条例の一部を改正する条例

北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
第4条 市立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第4条 市立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
北上市立江釣子幼稚園	[略]	北上市立江釣子幼稚園	[略]
<u>北上市立横川目幼稚園</u>	<u>北上市和賀町横川目33地割</u> <u>1番地</u>		
北上市立藤根幼稚園	[略]	北上市立藤根幼稚園	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

民営による認定こども園の設置に伴い、北上市立横川目幼稚園を廃止しようとするものである。